

～茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部からのお知らせ～

## 「住宅用火災警報器設置・点検促進強化月間」

期間： 11月1日 から 11月30日



当消防本部は、秋季・春季全国火災予防運動実施時期である11月と3月に加えて7月を「**住宅用火災警報器設置・点検促進強化月間**」と定め、年間を通して住宅用火災警報器の設置及び点検の促進に取り組んでおります。

住宅用火災警報器の一層の設置・点検促進を図ることで、住宅火災による被害を防止し、住民の安心と安全を図ることを目的としています。

茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例により、平成23年6月1日から、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器は、火災を早期に発見し、逃げ遅れを防ぐために必要な防災器具のひとつです。

住宅用火災警報器の全国推計設置率は、**82.3%**

当本部管内の設置率は**72%**であり、全国の水準以下であります。

(令和元年6月1日時点)

当消防本部では、住宅用火災警報器の設置率や点検実施率を向上させるため、各市町のイベントや講習会等で住民へリーフレットの配布や設置・点検実施調査を兼ねた個別訪問等を実施しています。

今月は、住宅用火災警報器設置・点検促進強化月間になっていますので、皆さんのご自宅や近隣の方への設置の呼びかけの協力をお願いいたします。

なお、悪質な訪問販売などには十分ご注意いただくとともに、住宅用火災警報器に関するご質問、ご相談は当消防本部予防課へお気軽に問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 予防課

TEL 0280-47-0129

E-mail [yobouka@ibarakiseinan.or.jp](mailto:yobouka@ibarakiseinan.or.jp)

